

# 富山広域連携推進協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、富山広域連携推進協議会という。

(目的)

第2条 この協議会は、中核市である富山市を中心として連携中枢都市圏の形成を図り、人口減少・少子高齢社会にあっても、一定の圏域人口を維持し、活力ある地域社会や経済成長の実現により、圏域全体の発展を目指すことを目的とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 連携中枢都市圏ビジョンの策定及び推進に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 協議会の委員は、別表第1に掲げる市町村長をもって充てる。

(会長)

第5条 協議会の会長は、富山市長をもって充てる。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、主宰する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、代理人を出席させることができる。

(幹事会)

第7条 協議会の協議事項に関する調整を図るため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の委員は、別表第2に掲げる市町村の職員をもって充てる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、富山市企画管理部企画調整課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年7月10日から施行する。

別表第1（第4条関係）

富山広域連携推進協議会委員

富山市長
滑川市長
舟橋村長
上市町長
立山町長

別表第2（第7条関係）

幹事会委員

富山市企画管理部企画調整課長
滑川市総務部企画政策課長
舟橋村総務課長
上市町企画課長
立山町企画政策課長